

第三者の行為によって傷害を受けたら届け出を



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

■交通事故などの第三者行為は町へ届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど、第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになっています。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要です。第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。その後、町に届け出をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者行為の例

- ・交通事故やけんかによる傷害
- ・車同士の交通事故による同乗者のけが
- ・未成年者などの不法行為による他人への損害
- ・飼い犬かみつぎによる傷害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。
●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

- ①第三者行為（交通事故や傷害事故）であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。
- ②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。
- 町への届け出に必要なもの
 被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 106）

■国民年金保険料免除特例および学生納付特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請および学生納付特例申請が可能となりました。

▼対象

- 次の①および②に該当する方
- ①令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になる

ことが見込まれること

- 免除特例申請
 ▼対象期間

・令和2年2月分から6月分まで（令和2年7月分以降は再度申請が必要です）

▼準備物

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書

●学生納付特例申請

▼対象期間

- ・令和元年度分 令和2年2月分から3月分まで
- ・令和2年度分 令和2年4月分から令和3年3月分まで

▼準備物

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・所得の申立書（申請したい年度分の所得を記入してください）
- ・学生証のコピー

※申請書は町住民生活課窓口に請求するか日本年金機構ホームページからダウンロードして必要事項を記入してください。
▼提出先
 町住民生活課窓口へ提出もしくは熊本東年金事務所へ郵送してください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
 ☎ 096-367-8144

新型コロナウイルスにより収入が減少した方へ



詳しくは住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104）

新型コロナウイルス感染症

■ コロナ疲れを感じているあなたへ

現在、新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常生活に様々な影響が出ています。

今の「非日常」において、ストレスを感じることは特別なことではなく、誰にでも起こる自然な反応です。

● ところとからだのストレス反応

▼ からだの反応

- ・ なんとなくなくだるい
- ・ 眠れない
- ・ 食欲がない
- ・ お腹や頭が痛い

▼ 行動の変化

- ・ 落ち着きがない
- ・ はしゃぎ過ぎる
- ・ 怒りっぽくなる
- ・ お酒の量が増える

▼ 気持ちの変化

- ・ こわい、不安だ
- ・ イライラする
- ・ 落ち込む
- ・ やる気が出ない

▼ 思考の変化

- ・ 集中できない
- ・ 考えがまとまらない
- ・ 忘れっぽくなる
- ・ 自分を責めてしまう

この状態が長期化するとストレ

スが押し、こころの不調を引き起こすことが考えられます。次に示す4つのポイントを踏まえながら過ごしましょう。

■ こころの健康を保つための4つのポイント

① 正確な情報を入手する
インターネット上では誤った情報

報が広がりやすく、不要な心配や警戒を招くことも多々あります。公的機関など発信される正しい情報を得ましょう。

② メディアの見聞きを制限する
新型コロナウイルス感染症の報道を過剰に見聞きすると、不安が高まる可能性があります。適度な距離を置きましょう。

③ ところとからだのストレス反応を認識する
ストレスを認めるだけで苦痛が軽減することもあります。

④ ストレスを軽減するための行動をとる
いつもの生活リズムを保ち、自分らしい生活を心掛きましょう。また、楽しみの時間を設け、こころとからだをリラックスさせるセルフケアを意識的に行いましょう。

▼ 作成協力

熊本こころのケアセンター

熊本県休業要請協力金

■ 熊本県休業要請協力金について

県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、事業者に対する施設の使用停止の要請および依頼を行ったことに伴い、休業要請などに全面的に協力した中小企業者などに対して、熊本県休業要請協力金を交付します。

● 交付対象事業者

① 熊本県内で休業要請等の対象施設を運営する中小企業者等（個人事業主を含む）であること。

② 休業要請等を実施（4月21日）する以前から、休業要請等の対象施設に関して必要な許認可等取得の上、当該施設を運営していること。

③ 休業要請等期間（4月22日から5月6日まで）の全てにわたって休業したこと。

て休業したこと。ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他正当な理由により同期間の全てにわたって休業することが困難であった者については、遅くとも4月25日から休業を開始し、5月6日まで全て休業した場合に限り交付対象とします。

④ 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等または暴力団密接関係者に該当する中小企業者等ではないこと。

● 交付額
1 事業者当たり一律10万円

● 申請受付期限
6月30日（火）予定

■ 申請手続きなど

申請手続きおよび申請書類などの詳細については、熊本県ホームページ「熊本県休業要請協力金について」をご確認ください。

※申請様式（申請書・誓約書）は、町地域振興課窓口にも設置しております。

▼ お問い合わせ先

県商工政策課休業要請協力金専用相談窓口（コールセンター）

096-333-2828

休業要請に協力された事業者のみなさまへ



詳しくは地域振興課へお尋ねください

町福祉課 ☎ 096-234-1114 (内線 144)

町地域振興課 ☎ 096-234-1154 (内線 237)